区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

保険·年金

国民年金保険料の納付猶予等の制度

日本国内に住所がある20~59歳の方は、国籍を問わず国民年金の被保険者として、国民年金保険料の納付が義務付けられています。

学生で本人の前年の所得が一定額以下の場合には、申請により在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。4年度に学生納付特例で猶予が承認された方は、4月上旬に日本年金機構から申請書(はがき)が送付されます。必要事項を記入の上、返送してください。

また、49歳以下の方で本人および配偶者の所得が一定額以下の場合には、申請により国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で減収となった方に向けた「臨時特例」による免除等の措置を設けています。詳細は、お問い合わせください。

これらの申請を行わずに国民年金保険料を未納の ままにしておくと、将来受け取る年金額が少なくなる ほか、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ること ができなくなる場合があります。

圖杉並年金事務所☎3312-1511、国保年金課国民年 金係

健康•福祉

保健福祉サービス苦情調整委員制度

保健福祉サービスについて、本人・配偶者・親族 等が苦情を申し立てることができます(1年以上過去 の出来事、裁判で係争中または判決等のあった事項、 議会に請願・陳情を行っている事項、医療行為に関す る事項を除く)。

同委員と面談の上、「苦情申立書」を提出してくだ

掲載の催し等の中止について

新型コロナウイルスの感染状況によって、本紙掲載の催し等の中止が決定した場合には、区ホームページでお知らせします。または問い合わせ先へご確認ください。



さい。

◆苦情調整委員相談

相談は、3名の委員が交替で行います。

園3~6月の相談日(月3回)=3月1日(水・7日(火)・16日(木)、4月4日(火)・13日(木)・19日(水)、5月9日(火)・18日(木)・23日(火)、6月6日(火)・15日(木)・21日(水) **受け付け**=午後1時30分~3時 **園**保健福祉部管理課(区役所西棟10階) **申**園電話または直接、同課保健福祉支援担当 **個**1人1時間

採用情報 ※応募書類は返却しません。

区以外の求人

地域包括支援センター(ケア24)荻窪 非常勤職員

図介護予防ケアマネジメント▶勤務日時=週4・5日程度。月〜金曜日の午前9時〜午後5時▶勤務場所=ケア24荻窪(荻窪5-20-1杉並保健所内)▶資格=介護支援専門員・主任介護支援専門員のいずれかの資格を有する方▶募集人数=各1名▶報酬=時給1500円▶その他=社会保険加入。交通費支給 国履歴書に職務経歴書・資格証の写しを添えて、杉並区医師会・

難波(〒166-0004阿佐 谷南3-48-8)へ郵送・持 参(要事前連絡) <u></u> <u>間</u>難波 **公3392-4114** <u></u> <u>個</u>書類選 考合格者には面接を実施。 勤務開始時期は応相談



募集します

杉並障害者福祉会館

◆「通所生活リハビリ事業」利用者

心身に障害のある中途障害者が受傷・発症後の生

活管理や社会参加を主体的に行うことを支援する、 「通所生活リハビリ事業」を実施しています。一人一 人の目標やニーズを確認しながら、生活能力の向上を

図り、課題の発見や生活の 再構築に向けたアプローチ を行います。

圏火~木曜日、午前10時 ~午後3時 **図期間=**利用 開始日より1年間 **図**区内 在住の18~64歳で心身に 中途障害があり、医師が利 用の必要を認めており、介 助なしでの利用が可能な 方



◆地域活動支援センター 「ふれあい広場」利用者

「ふれあい広場」では、障害のある方の日中活動の場として、創作活動・社会との交流の機会を提供し、日常生活が充実するよう支援しています。

圏火〜金曜日、午前10時〜午後3時(週2日まで) 図 区内在住の18〜64歳で心身に障害があり、介護認定 を受けておらず、介助なしでの利用が可能な方 図 各90円(住民税非課税の方は無料)

······ いずれも ······

圖杉並障害者福祉会館(高井戸東4-10-5) **2**各10名程度 **1**週電話で、障害者生活支援課地域生活支援担当☎3332-1817 **2**0利用申し込み前に活動体験あり

審議会等のお知らせ

都市計画審議会

各種相談

| 内容 | 日時・場所・対象・定員ほか | 申し込み・問い合わせ |
|--------------------------------|--|---|
| 住まいの修繕・増改築無料 相談★ | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 圓東京土建杉並支部☎3313-1445、区住宅課 |
| 建築総合無料相談会・ ブロック塀無料相談会★ | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 圖東京都建築士事務所協会杉並支部☎6276-9208、区市街地整備課 耐震改修担当 |
| 住宅の耐震無料相談会・ ブロック塀無料相談会★ | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 間市街地整備課耐震改修担当 |
| マンション管理無料相談 | ・図3月9日休)午後1時30分~4時30分 園区役所1階ロビー 図区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者等 23組(申込順) | ■杉並マンション管理士会ホームページから申し込み。または申込書 (区ホームページから取り出せます)を、同会事務局 図3393-3652 へ ファクス 週 同会事務局 ☎3393-3680 、区住宅課空家対策係 |
| 行政相談★ | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 間区政相談課 |
| 書類と手続き・社会保険に 関する相談会★ | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 圖東京都行政書士会杉並支部☎0120-567-537、東京都社会保険労務士会中野杉並支部☎6908-8046、区政相談課 |
| 悪質商法被害防止特別相談 「若者のトラブル110番」★ | 図3月13日(月)・14日(火) 図電話相談=区消費者センター☎3398-3121 (午前9時~午後4時)、都消費生活総合センター☎3235-1155 (午前9時~午後5時) ▶来所=区消費者センター(天沼3-19-16ウェルファーム杉並内〈午前9時~午後4時〉) 図区内在住で契約当事者が29歳以下の方 個特別相談以外にも随時受け付け | 週 区消費者センター ☎3398-3141 |
| 専門家による空家等総合無 料相談 | ・10時15分・11時10分 場住宅課相談室(区役所西棟5階) 図区内の空き家等の所有者等(親族・代理人を含む) 図名1組(申込順) 1組45分 | ■電話で、住宅課空家対策係。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、同係 図5307-0689 へ郵送・ファクス/ 申込期限 =3月14日 間 同係 |
| 不動産に関する無料相談 | ■3月16日休午後1時30分~4時30分 ■区役所1階ロビー | ■電話で、東京都宅地建物取引業協会杉並区支部☎3311-4937(午前9時~午後5時〈土・日曜日、祝日を除く〉) |
| 弁護士による土曜法律相談 | ■3月18日仕)午後1時~4時 | ■電話で、専門相談予約専用☎5307-0617(午前8時30分~午後5時)。または直接、区政相談課(区役所東棟1階)/申込期間=3月13日~17日 間同課 |

※★は当日、直接会場へ。

゙ご協力をお願いします

2023年トルコ・シリア地震救援金

◆日本赤十字社での受け付け

【受付期間】 5月31日まで

【入金方法】「ゆうちょ銀行・郵便局 口座記号番号00110-2-5606 口座加入者名 日本赤十字社」へ振り込み(通信欄に「2023年トルコ・シリア地震救援金」

と記入)

※受領証の発行は、通信欄に「受領証希望」と記入。窓口での取り扱いの場合、振替手数料はかかりません。

◆区役所にも義援金箱を設置します

【設置期間】 5月31日まで

【設置場所】 保健福祉部管理課地域福祉推進担当(区役所西棟10階)、区役所1階ロビー/

休業日を除く

間保健福祉部管理課地域福祉推進担当

東京おこめ クーポン事業

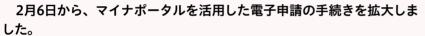
都は、物価高の影響を受けやすい4年 度住民税非課税世帯の生活を支援するため、国産の米や野菜などの食料品と引き 換え可能なクーポンを4月末までに対象 世帯に配布し、申し込みのあった世帯へ 食料品を支給します。

■専用はがき・専用ホームページ(都から配布するクーポンに同封)

部計画課☎5320-4067



マイナポータルを活用してできる 区役所の申請手続きを拡大しました



スマートフォンやパソコンからマイナポータルにアクセスし、「引越しワンストップサービス」(※1)や「ぴったりサービス」(※2)の電子申請による手続きを行うことができます。

電子申請を行う際には、一部の手続きを除き、マイナンバーカード(個人番号カード)と公的個人認証サービスに対応するスマートフォンまたはICカードリーダライタを接続したパソコンが必要です。

※1. 転出届と転入(転居)予定連絡をオンライン上で同時に申請することができるサービス。

※2.子育てや介護関係等の申請や届け出を地域別に検索し、オンライン上で申請することができるサービス。

◆拡大により利用できる手続きの例

転出届、児童手当・特例給付認定請求書、教育・保育給付認定の申請、介護 保険負担割合証の再交付申請、り災証明書の発行申請 等

問い合わせ

手続きについて=区民課、子ども家庭部管理課、保育課、介護保険課、地域課

マイナポータル等について=情報管理課番号制度・情報セキュリティ担当、マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178



詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。

手続きをお忘れなく

「ふれあい入浴カード」の更新

「ふれあい入浴」とは、区内在住の65歳以上の方を対象に、下記の公衆浴場を週1回100円で利用できるサービスです。

4年度の「ふれあい入浴カード」をお持ちの方は、5年度のカードと交換するため下記の実施浴場で更新手続きをお願いします。また、新規で発行を希望する方や紛失した方は、健康保険証等を実施浴場へ持参してください。



ふれあい入浴実施浴場

弁天湯(高円寺南3-25-1公3312-0449)/香藤湯(高円寺南5-1-7公3316-4514)/なみのゆ(高円寺北3-29-2公3337-1861)/小杉湯(高円寺北3-32-2公3337-6198)/玉の湯(阿佐谷北1-13-7公3338-7860)/阿佐ケ谷温泉 天徳泉(阿佐谷北2-22-1公3338-6018)/杉並湯(梅里1-13-7公3312-1221)/ゆ家和ごころ吉の湯(成田東1-14-7公3315-1766)/桜湯(和田3-11-9公3381-8461)/第二宝湯(本天沼2-7-13公3390-8623)/文化湯(西荻北4-3-10公3390-1051)/天狗湯(西荻南1-21-4公3333-9461)/Gokurakuya(上荻2-40-14公3390-6764)/湯の楽代田橋(和泉1-1-4公3321-4938)/大黒湯(和泉1-34-2公3328-2137)/大和湯(和田1-71-18公3381-3452〈3月現在休業中〉)

間高齢者施策課いきがい活動支援係

高井戸子ども家庭 支援センターの開設

子どもやその保護者等が身近な地域で相談しやすい環境を整えるため、区内3地域に地域型の子ども家庭支援センターを段階的に整備してきました。平成31年の高円寺地域、令和4年の荻窪地域の開設に続き、地域型で3カ所目となる「高井戸子ども家庭支援センター」を4月1日に開設します。

開館時間

月〜土曜日の午前8時30分〜午後5時 (祝日、年末年始を除く)

住所

浜田山4-18-31

主な事業

-----子育てに関する相談・支援、児童虐待に関する相談

所管地域

高井戸保健センターの所管地域

電話・ファクス

☎5913-9501™5913-9502

問子ども家庭部管理課事業係☎5929-1902



3・4月は、区役所本庁舎の窓口が大変混み合い、受け付け までに2時間以上お待たせする場合もあります。混雑を避けるた め、できるだけお近くの区民事務所をご利用ください。

-問い合わせは、区民課区民係、各区民事務所へ。

●各区民事務所・区役所

井草区民事務所



下井草4-30-2 **23394-0461**

荻窪区民事務所



上荻1-2-1Daiwa荻窪タワー2階 **23392-8846**



西荻南3-5-23 **☎**5344-3030



松ノ木3-3-4地域包括支援センター ケア24松ノ木2階☎3317-6560

高井戸区民事務所



高井戸西2-1-26京王リトナード高井 戸2階☎3333-5395

《福和泉区民事務所



和泉3-8-18永福和泉地域区民セン 夕一3階**☎5300-9310**

区役所(区民課区民係)



阿佐谷南1-15-1 ☎3312-2111(代表)

お近くの 区民事務所を ご利用ください



区民事務所、区民課区民係の受付時間

| | 区民事務所 | 区民課区民係 (区役所東棟1階) | | | | | |
|-----------|----------------------------|---------------------|--|--|--|--|--|
| 月~金曜日 | 午前8時30分~午後5時 (水曜日は7時まで) | 午前8時30分~午後5時 | | | | | |
| 第1・3・5土曜日 | 閉庁 | 午前9時~午後5時 | | | | | |
| 第2・4土曜日 | 午前9時~午後5時 | 閉庁 | | | | | |

●本人確認ができる書類の提示が必要です●

届け出や手続きの際は、届け出に来た方の運転免許証など、本人確

また、転入・転居の届け出にはマイナンバーカードまたは住民基本台

※いずれも日曜日、祝日(土曜日と重なった場合を含む)は休業。

認できる書類の提示が必要です。

住民基本台帳の届け出

届け出の種類・期間 前住所地の区市町村長が発行した転

(新たに区内に住所を変更した場合) ⇒新しい住所に住み始めてから14 日以内

出証明書または転出届の処理がされ たマイナンバーカードまたは住民基本 台帳カード、国外から転入する方は転 入する方全員のパスポートおよび帰 国日の分かる書類(パスポートの入国 スタンプや航空機のチケットなど)

必要なもの

●中長期在留者は在留カード、特別永 住者は特別永住者証明書(世帯全員 分) (※)

転居届

(区内で住所を変更した場合) ⇒新しい住所に住み始めてから14 日以内

● マイナンバーカードまたは住民基本台 帳カード、杉並区発行の保険証や医 療証等(該当者のみ)

●中長期在留者は在留カード、特別永 住者は特別永住者証明書(世帯全員

(区外に住所を変更する場合) ⇒転出日の前後14日以内

杉並区発行の保険証や医療証等(該当

世帯変更届

(世帯や世帯主に変更があった場合) ⇨変更があってから14日以内

住所を有する者が中長

外国人 住民のみ (\divideontimes)

期在留者等となった場 合の届け出

⇒中長期在留者等とな ってから14日以内

外国人住民の世帯主と の続柄の変更の届け出 ⇒変更があってから14 その日本語訳文 日以内

中長期在留者は在留カード、特別永住 者は特別永住者証明書(該当する方全 員分)

世帯主との続柄を証明する公的な文書と

※届け出の内容により、外国人住民の方の「世帯主との続柄を証明する公的文 書」が必要になる場合があります。

者のみ)

CHECK!

窓口混雑予想カレンダーをご確認ください

区民事務所、区民課区民係の窓口混雑予想カレンダーを区 ホームページ(右2次元コード)で公開しています。

帳カードをお持ちください。新住所の記載を行います。

- 月・金・土曜日と毎日午前11時~午後2時は特に混雑しています。
- 火~木曜日の午前中は比較的空いています。
- 土曜日は取り扱いできない事務があります。事前にご確認ください。 ●戸籍謄抄本は区民事務所でも取得できます。

CHECK!



広告

区役所1階区民課窓口の混雑状況を リアルタイムでお知らせしています

混雑状況や発行書類の完成状況を「受付・交付窓口情報案 内 (右2次元コード)からご覧になれます。



回線網線

~29年の実績~



晶元 が入会から成婚までサポートします ※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ

予防接種はお済みですか?

1日~7日は子ども予防接種週間です





以下対象年齢を参考に、母子健康手帳で接種履歴をご確認ください。 子どもの健康を守るため、また、他者への感染を防ぐためにも、予防接種を受けましょう。

── 問い合わせは、杉並保健所保健予防課保健予防係☎3391-1025へ。

◆定期予防接種(自己負担なし)

| THE RESIDENCE OF THE PROPERTY | | | | | |
|---|-----|-----|--|--|--|
| 種類 | | 回数 | 対象年齢等(法律で定められた期間) | | |
| ロタウイルスワクチン(1価) | | 2回 | 出生6週0日後~24週0日後(初回接種推奨は出生14週6日後まで) | | |
| ロタウイルスワクチン(5価) | | 3回 | 出生6週0日後~32週0日後(初回接種推奨は出生14週6日後まで) | | |
| B型肝炎ワクチン | | 3回 | 1歳になるまで | | |
| Hib(ヒブ)ワクチン、小児用の肺炎球菌ワクチン | | 4回 | 生後2カ月~5歳になるまで ※接種開始月齢によって接種回数が異なります。 | | |
| DPT-IPVワクチン (4種混合/ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) | | 4回 | 生後3カ月~7歳6カ月になるまで ※DPT-IPV (4種混合) は、4月以降、生後2カ月から接種可 (予定)。 | | |
| BCG(結核)ワクチン | | 10 | 1歳になるまで | | |
| MRワクチン (麻しん・風しん混合) | 第1期 | | 生後12カ月~2歳になるまで | | |
| | 第2期 | 各1回 | 小学校就学前1年間 (4年度の対象者は平成28年4月2日~29年4月1日生まれ〈令和5年3月31日まで接種可〉) | | |
| 水痘(水ぼうそう)ワクチン | | 2回 | 生後12カ月~3歳になるまで | | |
| 日本脳炎ワクチン | 第1期 | 3回 | 生後6カ月~7歳6カ月になるまで (平成7年4月2日~19年4月1日生まれの方は、20歳の誕生日の前日まで接種可) | | |
| | 第2期 | 1回 | 9~13歳になるまで (平成7年4月2日~19年4月1日生まれの方は、20歳の誕生日の前日まで接種可) | | |
| DTワクチン(2種混合/ジフテリア・破傷風) | | 1回 | 11~13歳になるまで | | |
| HPV(ヒトパピローマウイルス) 感染症予防ワクチン | | 3回 | 小学6年生~高校1年生に相当する年齢の女子 (平成9年4月2日~19年4月1日生まれの方は、令和7年3月31日まで接種可) ※対象者のうち、5年度中学1・3年生、高校1年生で接種を受けていない方には、3月末に予診票を郵送します。 | | |

◆任意予防接種

| 種類 | 回数 | 助成額 | 対象年齢 | | |
|----------------|----|-------|-----------|--|--|
| おたふくかぜワクチン (※) | | 4000円 | 1歳~小学校就学前 | | |

※費用助成の受けられる「予診票」は契約医療機関(区ホームページ参照)にあります。医療機関が定める料金から、区の助成額を差し引いた金額をお支払いください。

民営化宿泊施設(富士学園および弓ケ浜クラブ)の 在り方について最終方針が決まりました

区は、「杉並区区政経営改革推進計画」に基づき、富士学園および弓ケ浜クラブの在り方について検討を進め、このたび、最終方針を 決定しました。決定に先立ち、アンケートを実施したところ、多くのご回答を頂き、ありがとうございました。

検討経過やアンケート結果、頂いたご意見に対する区の考え方などを記載した最終報告書は、区ホームページ(右2次元コード)でご 覧になれます。また、企画課(区役所東棟4階)で3月31日まで閲覧できます。



最終方針

民営化宿泊施設(富士学園および弓ケ浜クラブ)の廃止

富士学園を4年度末に、弓ケ浜クラブを5年度末に廃止します。

財産の有効活用策の検討

廃止後の建物およびその敷地については、アンケートにお寄せいただいたご意 見も参考に、地元自治体(山梨県忍野村、静岡県南伊豆町)の意向を確認した上 で、地域特性を生かした活用策を検討します。

山梨県忍野村、静岡県南伊豆町との自治体間交流

今後も、観光物産展や写真展の開催、イベント等での交流・情報発信を行いま す。また、引き続き、区民と地元との交流を促進していきます。

移動教室の実施方法

小学5年生の移動教室事業は、4年度末で富士学園の利用を終了し、今後は、 富士五湖周辺の民間宿泊施設を利用して実施します。また、小学6年生の移動教 室事業は、5年度末で弓ケ浜クラブの利用を終了し、児童数の少ない一部の学校 を除き、6~8年度は長野県白樺湖周辺で実施します。いずれも各校の特色に応じ た教育活動を行い、充実を図っていきます。なお、移動教室事業の経費は、これ までと同様、宿泊費・バス代等を公費で負担します。

区民への保養機会の提供

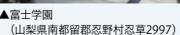
広告

今後は、他の民営化宿泊施設であるコニファーいわびつや湯の里「杉菜」(協 定旅館)のほか、福島県北塩原村との「まるごと保養地協定」・東京都青梅市との 「交流に関する協定」施設をご案内します。今後の区民の皆さんへの保養機会の 提供の在り方については、5年度に検討し方針を決定します。

施設の概要

富士学園は昭和39年に、弓ケ浜クラブは昭和55年に、区立小学校の移動 教室の施設として開設しました。移動教室で使用していない時期は、リフレッ シュや余暇の場として、区民の皆さんにご利用いただきました。







▲呂ケ近クラブ (静岡県賀茂郡南伊豆町湊781)

問民営化宿泊施設の在り方について=企画課▶民営化宿泊施設および協定旅館 の利用について=区民生活部管理課庶務係▶自治体間交流および北塩原村·青 梅市との協定について=文化·交流課▶移動教室について=学務課学事係

